

◆**新型コロナウイルス感染が発生した場合の県立学校の対応についてお知らせします。**(以下は県教育委員会からの通知内容です)

○臨時休業の決定について(当面、発生日の翌日から土日・休日を含む3日間)

- ・当該生徒又は教職員の情報整理、感染経路の確認及び校内消毒で最低3日間は必要と考えられますが、状況により県教育委員会と協議の上、延長することもあります。
- ・当該生徒又は教職員の状況により、当該学校のほか、関係する周辺の学校も臨時休業が必要な場合もあります。

○教職員への情報共有について

- ・関係職員(管理職、学年主任、学級担任、部活動顧問等)以外は基本自宅待機となります。関係職員は当該生徒又は教職員の行動歴等の確認を行います。

○生徒への下校指示について

- ・感染者が発生したことのみを知らせ、詳細は後ほど学校から連絡があることを伝えます。PCR検査結果が生徒の下校後に判明した場合は、翌日の自宅待機を指示します。

○家庭への連絡について

- ・連絡のタイミング、内容は県教育委員会から指示があります。

○当該生徒・職員の出席(出勤)状況に係る情報収集・整理について

- ・必要となる情報については聴取を行い、その情報を県教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて保健所へ情報提供します。

○濃厚接触者・経過観察者の健康状態に係る報告について(濃厚接触者・経過観察者については保健所が判断)

- ・濃厚接触者・経過観察者と特定された者については、保健所の指示により健康状態の報告を行います。(期間は感染者が最後に登校した日から2週間)

○消毒について

- ・県教育委員会が管轄の保健所と消毒について協議し、学校へ実施に係る連絡があります。

○県教育委員会との連携について

- ・県教育委員会職員が現地情報連絡員として来校し、連絡・調整を行います。当該生徒又は教職員の学校復帰の基準は、医師の判断によります。校長は、当該生徒又は教職員に対し、学校復帰の判断を受けた旨を学校へ連絡をするよう指示します。